

本通信をご覧の皆様へ

3月「なんでもおしゃべり会」のお知らせ

3月のおしゃべり会ですが、年度末や他の予定とも重なるため3月はお休みをさせていただきます。

楽しみにされていた皆様、大変申し訳ございませんがご了承ください。

「なんでもおしゃべり会」は特にテーマを設けずにご利用サービスを問わず保護者様同士が情報交換をしたり先輩ママが後輩ママにアドバイスしたり、などなど「ほっと一息つけるような場」ですので皆様お気軽にご参加ください♪
4月の予定は次月のりとるらいふ通信にてお伝えします。

3月はお休みです。
4月のおしゃべり会を
楽しみに！！



りとるらいふ通信

(社福) みんなでいきる
障害福祉事業部りとるらいふ
発行日：2016年2月

2016年新しい年を迎えたと思ったらあっという間に2月も半ば。年度末ということでこれから更に慌ただしい毎日となりそうです。巷ではインフルエンザが少しずつ流行してきましたが職員自身の体調をしっかりと整えご利用者の皆さんと過ごす時間を大切にしていきたいと思っております☆
桜。お花見。暖かな空気。気持ちがワクワクする春はもうすぐそこですね。



☆行ってきました！アメニティ・フォーラム

りとるらいふではNPO 法人時代より職員研修の一環として、毎年職員を数名ずつ滋賀県大津市で開催される「アメニティ・フォーラム」に参加させています。このフォーラムは当事業部長片桐が副代表理事を務めております「NPO 法人全国地域生活支援ネットワーク」が中心となって企画・運営している1,500人規模の大規模フォーラムです。



3日間にわたって朝から深夜まで行われるこのフォーラムは障害福祉に関する国の動向や全国の事業所の実践報告はもちろんのことですが、国会議員を交えてのセッションがあったりフォーラムと同時進行で「アールブリュット展」や「映画祭」が開催されていたり、全国の事業所で作られているクオリティの高い雑貨や食品の販売会があったりと、まさに目から耳から頭から様々な刺激をもらえるフォーラムです。今回は障害福祉事業部現場職員4名と事務長、本部職員、高齢福祉事業部の計7名の職員で冬の琵琶湖湖畔まで行ってまいりました！！

日々の現場の中で私たちは“より良い支援をするためには”“たくさんの人の心を動かし買ってもらう製品を作るためには”“地域の課題を解決し、皆が住み良い地域にしていくには”“等々様々な「どうすればいいだろう？」という課題に対して悩み考えることが多々あります。ちょっと外に出て同じ悩みを持つ全国の仲間と出会い、最先端の実践を聞いて刺激を受けたり、心に残る作品に触れることで得たパワーやたくさんのヒントを各々の現場に活かしていけたらと思っております☆
「私も行ってみたい！」という方は1年後となると思いますが、こちらのブログで情報がUPされますのでぜひご覧ください。
<http://blog.canpan.info/shien-net/>

念願のアメニティフォーラム！
全国の仲間たちから元気をもらい、夜通し語り合う、素敵な3日間でした。各専門分野のセッションはもちろん、アールブリュット展、南高愛隣会の瑞宝太鼓、バリアフリー映画祭、たくさんの事業所製品、人との語り・表現の形は様々です。どんな形でもいい。想いを形にすることの素晴らしさを身にしみて感じ、琵琶湖の畔から白銀世界の上越へ戻った今「よし私もがんばるぞ!!」と思っています。～相談らく 吉田～

今回初めてアメニティフォーラムへ参加させて頂きました。講義、セッション、アール・ブリュット、各施設の販売、ダンスミュージック、バリアフリー映画など様々なことが行われていました。その中でも印象に残っていることは作家：東田直樹さんの講義でした。実際にお話をお聞きすると衝撃的なものでした。今はまだお話を聞いて私なりにこういう風に支援をしていきたいという答えは出ていませんが、日々支援をしていく中でご利用者様にとってより良い支援方法を模索していけたらと思っています。～ぴっと 山本～

リレーエッセイ

毎月お楽しみ『リレーエッセイ』！
普段は見えない職員の「新たな一面」がのぞける社外社内とも人気のコーナー♪

今回は、「生活介護事業所きら」支援員の岡本と家塚です。
きらに勤務して一年が経とうとしています。昨年度はらん、にこで学齢の方への支援、今年度初めて成人の方への支援をさせていただくことになり対応の難しさを日々感じています。利用者様にとって嫌にならず気持ちよく利用して頂くには、どう関わっていいか、個性を見極めながら良いサービスができるよう考えてきました。担当させていただいた農耕班の作業は、畑仕事を中心で作物を栽培し収穫していくわけですが、早く大きく育てたく、水や肥料をやりすぎても根腐れしたり合わずに逆効果だったりすることがあると思います。利用者様との関わりでも初めの頃は個性を理解せずに関わり計画通りに作業が進みませんが、作業を通しながら無理せずゆっくり作業計画を進めさせて頂いたことでお互いに慣れ、継続できたと思います。農耕作業には室外の気持ちの良い空気を吸えたり、土いじりができたりと利点があると思いますが、利用者様に魅力を感じて頂けることで、大変な暑い中での除草や、寒い中での除雪にも、継続して作業に取り組んで頂けたと思います。一年間、初めてのことが多く大変さを感じましたが農耕作業を中心とするきらでの活動は色々な経験ができて充実していました。



こんにちは。家塚愛(いづかいつみ)と申します。
自己紹介をするといつも「珍しい名前だね。」と話が膨らみ、人見知りの私としては大変ありがたいです。大体の人は読み仮名がないと(あい)ちゃんと呼んでしまいますよね。漢字だけ見て(いづか)さんと呼ばれたこともあります。苗字も間違われやすいのです。珍しい名前エピソードは話の種になり、とても助かっています。名づけ親は母で、愛しむ(いつくしむ)という読みから取ったそうです。人を愛する優しい子に育て欲しいと。私は新しい出会いがある度に自分の名前と自分自身と向き合っています。名は体をあらわすと言いますが、正直今の自分では名前負けしているような気がしています。仕事でもプライベートでも、もっとたくさんの人と出会いを重ね、自分の存在に自信を持てる人間になりたいと思っています。



来月は「放課後等デイサービス事業所らん」支援員の飯澤、「生活介護事業所きら」支援員の金子と総務職員の平田です。
お楽しみに！！



発行者：社会福祉法人みんなでいきる 障害福祉事業部りとるらいふ
通信に関するお問い合わせ先：事業部代表 TEL025-542-0170 (担当：金子)



ステキに変身します♪

髪を切りたいけれど床屋さんや美容院に連れて行くのはなかなか大変で・・・。」そんな声をお聞きし生活介護事業所きらでは希望される方に対し訪問理美容師さんより散髪をして頂いています（毎月第一水曜日、第三木曜日）。

リピーターの方も多く「〇〇（芸能人の名前）風にして！」この雑誌のモデルさんみたいな感じ」などオーダーにしっかりと応えていただき利用された皆さんは大満足♡です。

放デイ事業所ららんでは毎月第三土曜日に「ビューティ★デイ」と称して訪問理美容師さんより編み込みやエクステンションなどいつもと違う髪型にしてもらったり、好きな色を選んでネイルをしてオシャレを楽しむプログラムも実施しています。男の子はポディシールを

ってカッコよく変身！！とやっぱりみんなオシャレは大好きですね。



利用を希望される方や経費等詳細については各部門担当者までお尋ねください。

きら除雪チーム稼働！！



生活介護事業所きらでは農耕チームの冬期間の作業活動として石橋町内の一人暮らしの高齢者を対象に除雪活動を行なっています。今年は暖冬で降雪も少なかったためご依頼件数も少なかった

のですが農耕チームの利用者様と職員で玄関周りを中心に除雪をさせていただきました。ご依頼をいただいた方からは大変喜んでいただくことができ、私たちも嬉しい限りです。

日頃大変お世話になっている石橋地区の皆さんに「何かできることがあれば」と始めた活動。たくさんのご依頼をいただいても開所時間の関係やご利用者の状況等で複数のお宅に伺うことは難しいため安定した活動とはまだまだ言い難いのですが降雪が落ち着いている時は事業所敷地で「除雪の練習(?)」をしていきたいと思ひます。また、季節に左右されず通年で地域に貢献できるような取り組みにもチャレンジしていきたいと思ひています。

出演オファー受け付けます

先月号の通信でもお知らせしましたが、りとるらいふ職員を中心とするバンド「Little Rave Sour」が結成されました！大島グループの交流サイト「OSHMAX」(http://oshmax)への動画アップにより県内でも認知度が上がってきているようです\(^o^)/皆様、ぜひご覧ください。

そして、「Little Rave Sour」では随時出演のご依頼を受け付けております。普段と違う職員＝メンバーの姿が見られるかも(！?)



ご依頼および出演に関するお問い合わせは下記までお願い致します。

TEL:025-546-7762
(相談支援事業所らく内担当:吉田)

感染症拡大防止に関するお願い

例年に比べ、時期的には少し遅いようですが市内でもインフルエンザや感染性胃腸炎が広がり見せつつあるようです。

感染症拡大を防ぐため、

- ① 感染症流行の時期に関わらず、手洗い・うがいの励行をお願い致します。
- ② ご利用者様本人が感染症に感染した場合はもちろん、ご家族、同じクラスの方や別の通所で同じ利用の方が感染した場合には、当事業部まで必ずご連絡ください。

感染症発生時のサービス利用については昨年10月23日付で発布させていただきました文書の通りですがご不明な点がございましたらお問い合わせください。当事業部としても感染拡大につながらない様、最大限配慮してまいりますので、皆様のご理解ご協力の程よろしくお願ひいたします。

「総合支援法3年後の見直し」その①

社会福祉法人みんなでいきる
副理事長 片桐公彦

平成25年4月に施行された「障害者総合支援法3年後の見直し」の報告書がまとまりました。ちょっとわかりにくいので説明すると、ここでいう「3年後の見直し」とは平成25年の総合支援法施行から、という意味なので、平成28年4月が平成25年4月から数えると「3年後」となるので業界的には「3年後見直し」といわれています。

平成25年に「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」になりましたが、実際のところそれほど大きな変化にはならず、難病の方を障害福祉サービスの対象にするといった「ちょっとしたマイナーチェンジ」に留まっていた。本格的なメジャーアップデートは法施行後3年後、という取り決めがあったので、実は障害者総合支援法が本当に「変わった」と実感できる制度改革は来年度の平成28年4月以降ということになります。この大きな改正に向けて、厚生労働省の「社会保障審議会障害者部会」を中心に議論が展開され、昨年12月にその方向感が「報告書」としてまとまりました。今回のコラムではこの報告書の内容を何回かに分けてご紹介します。

まず「総合支援法3年後の見直し」については、論点が整理されていました。その論点とは以下の10項目になります。

1. 常時介護を要する障害者等に対する支援について
2. 障害者等の移動の支援について
3. 障害者の就労支援について
4. 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について
5. 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について
6. 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について
7. 精神障害者に対する支援について
8. 高齢の障害者に対する支援の在り方について
9. 障害児支援について
10. その他の障害福祉サービスの在り方等について

これらの論点について、報告書では以下のように整理されました。

「新たな地域生活の展開」

(1)本人が望む地域生活の実現

- 障害者が安心して地域生活を営むことができるよう、地域生活支援拠点の整備を推進(医療との連携、緊急時対応等)。
- 知的障害者や精神障害者が安心して一人暮らしへの移行ができるよう、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力・生活力等を補う支援を提供するサービスを新たに位置付け。
- あわせて、グループホームについて、重度障害者に対応可能な体制を備えたサービスを位置付け。また、障害者の状態とニーズを踏まえて必要な者にサービスが行き渡るよう、利用対象者を見直すべきであり、その際には、現に入居している者に配慮するとともに、障害者の地域移行を進める上でグループホームが果たしてきた役割や障害者の状態・ニーズ・障害特性等を踏まえつつ詳細について検討する必要がある。
- 意思決定支援ガイドライン(仮称)」の作成や普及させるための研修、「親亡き後」への備えも含め、成年後見制度の理解促進や適切な後見類型の選択につなげるための研修を実施。

(2)常時介護を必要とする者等への対応

- 入院中も医療機関で重度訪問介護により一定の支援を受けられるよう見直しを行うとともに、国庫負担基準について重度障害者が多い小規模な市町村に配慮した方策を講ずる。

(3)障害者の社会参加の促進

- 通勤・通学に関する訓練を就労移行支援や障害児通所支援により実施・評価するとともに、入院中の外出に伴う移動支援について、障害福祉サービスが利用可能である旨を明確化。
- 就労移行支援や就労継続支援について、一般就労に向けた支援や工賃等を踏まえた評価を行うとともに、就労定着に向けた支援が必要な障害者に対し、一定の期間、企業・家族との連絡調整等を集中的に提供するサービスを新たに位置付け。

「障害者のニーズに対するきめ細やかな対応」

(1)障害児に対する専門的で多様な支援

- 乳児院や児童養護施設に入所している障害児や外出が困難な重度の障害児に発達支援を提供できるよう必要な対応を行うとともに、医療的ケアが必要な障害児への支援を推進するため、障害児に関する制度の中で明確に位置付け。
 - 放課後等デイサービス等について、質の向上と支援内容の適正化を図るとともに、障害児支援サービスを計画的に確保する取組として、自治体においてサービスの必要量の見込み等を計画に記載。
- (2)高齢の障害者の円滑なサービス利用
- 障害者が介護保険サービスを利用する場合も、それまで支援してきた障害福祉サービス事業所が引き続き支援できるよう、その事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを実施するなど、障害福祉制度と介護保険制度との連携を推進。
 - 介護保険サービスを利用する高齢の障害者の利用者負担について、一般高齢者との公平性や介護保険制度の利用者負担の在り方にも関わることに留意しつつ、その在り方についてさらに検討。

(3)精神障害者の地域生活の支援

- 精神障害者の地域移行や地域定着の支援に向けて、市町村に関係者の協議の場を設置することを促進するとともに、ピアサポートを担う人材の育成等や、短期入所における医療との連携強化を実施。

(4)地域特性や利用者ニーズに応じた意思疎通支援

- 障害種別ごとの特性やニーズに配慮したきめ細やかな対応や、地域の状況を踏まえた計画的な人材養成等を推進。

「質の高いサービスを持続的に利用できる環境整備」

(1)利用者の意向を反映した支給決定の促進

- 主任相談支援専門員(仮称)の育成など相談支援専門員や市町村職員の資質の向上等に向けた取組を実施。

(2)持続可能で質の高いサービスの実現

- サービス事業所の情報公表、自治体の事業所等への指導事務の効率化や審査機能の強化等の取組を推進。
- 補装具について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合など、個々の状態に応じて、貸与の活用も可能とする。
- サービス提供を可能な限り効率的なものとすること等により、財源を確保しつつ、制度を持続可能なものとしていく必要。

…以上が報告書の概要になります。私も目を通しましたが、かなり大きなメジャーアップデートとなる改正になります。良い見直しもあれば財源に触れざるをえない課題も抱えることになりそうです。次回以降、各項目ごとにさらに解説を加えていきたいと思ひます。

